

第 3 1 号議案

亀岡市簡易水道事業給水条例の一部
を改正する条例の制定について

亀岡市簡易水道事業給水条例（昭和 3 3 年亀岡市条例第 2 9 号）
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

亀岡市簡易水道事業給水条例（昭和 3 3 年亀岡市条例第 2 9 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項中「その」を「、その」に改める。

第 2 0 条第 1 項及び第 2 項中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分
の 1 0 8」に改め、同条第 3 項を削る。

第 2 2 条中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 8」に改め
る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀岡市簡易水道事業給水条例第 2 0 条
第 1 項及び第 2 項並びに第 2 2 条の規定は、平成 2 6 年 6 月 1 日

以後の検針に係る料金等から適用し、同日前の検針に係る料金等については、なお従前の例による。

亀岡市簡易水道事業給水条例の一部
を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市簡易水道事業の給水料金等について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。

- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、この条例による改正後の第20条第1項及び第2項の規定は、平成26年6月1日以後の検針に係る料金等から適用し、同日前の検針に係る料金等については、なお従前の例によること。